

家畜改良増殖の推進と畜産新技術の実用化（拡充）

【強い農業づくり交付金 24,914(34,067)百万円の内数】

【家畜改良増殖対策推進事業 160(142)百万円】

【畜産新技術実用化対策推進事業 532(559)百万円】

事業のポイント

消費者ニーズに対応した品質の畜産物を合理的な価格で安定的に供給するため、種畜の繁殖・育成、能力の検定・評価により家畜改良増殖を推進するとともに、家畜のDNA育種技術等、国際競争力強化に資する新技術を積極的に導入します。

（家畜改良増殖とは）

- ・ 家畜の改良増殖は、畜産物の安定供給と経営の健全な発展を図っていく上で極めて重要であるとともに、畜産物の生産性及び品質向上を通じて、食料自給率の向上にも貢献。
- ・ 家畜の能力を向上させるためには、家畜の資質、能力等を正確に把握・分析し、多数の個体の中から優れた個体のみを選抜し、その選抜された家畜を利用し増殖することが不可欠。
- ・ このため、家畜改良増殖法に基づき「家畜改良増殖目標」を策定し、計画的な改良増殖を推進。

（畜産新技術とは）

- ・ 家畜改良増殖を推進していくために、関連する新技術を積極的に導入し、効率的に実施。
- ・ 主な畜産新技術は、①性別判別受精卵の生産、②DNA解析技術、③クローン技術など。

政策目標

家畜改良増殖目標（平成27年度）の達成

<内容>

1. 家畜改良施設等の整備

（1）家畜改良増殖の推進

家畜の能力検定等に必要な施設及び優良な和牛受精卵を安定的に供給するための和牛受精卵供給施設の整備等を行います。

〔 強い農業づくり交付金 24,914(34,067)百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：都道府県 〕

(2) 畜産新技術の実用化

性判別受精卵の生産、DNA解析等畜産新技術の実用化に必要な施設整備等を行います。

〔強い農業づくり交付金 24,914(34,067)百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：都道府県〕

2. 家畜改良と新技術の実用化

(1) 家畜改良増殖の推進

畜産物の生産コストの低減や品質向上を図るため、産乳・産肉能力等について、能力検定等による高能力種畜の作出・利用の推進及び繁殖性の改善指導のための取組を行います。

〔家畜改良増殖対策推進事業 160(142)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

(2) 畜産新技術の実用化

① 国内の試験・研究機関や畜産関係団体等との連携により、効率的な遺伝子の特許取得と育種への活用方策を検討するとともに、取得された特許等知的財産の戦略的活用を図る体制を整備します。

② 遺伝病のDNA診断技術の開発、経済形質等に関するDNA解析技術等を利用した家畜改良手法の開発・検証を推進します。

③ 牛個体識別システムに最適な電子標識の選択、統一すべき規格、電子標識導入と牛トレサ制度の関係の整理など、全国一円での電子標識による個体識別システムの確立・普及に向けた調査・検討を行います。

また、生産農家において、モデル的に牛への電子標識の装着、電子標識読み取りゲート・読み取り用のハンディターミナルの設置等を行い、電子標識による個体識別が自動的・省力的に実現する仕組みを検証します。

さらに、電子標識の固有番号と牛の個体識別番号を関連づけることで電子標識により全国どこからでも個体識別番号を共通キーとして稼働可能となるシステム等の開発・運用を行います。

〔畜産新技術実用化対策推進事業 532(559)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

[担当課：生産局畜産部畜産振興課 (03-3502-3656 (直))]